

社会福祉法人泉陽会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人泉陽会（以下「法人」という。）の定款第8条、定款第21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。

2 常勤役員に対しては、報酬及び通勤手当を支給し、金額は次のとおりとする。ただし、法人の給与規程に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

- (1) 報酬は、別表第2に定める1人当たりの日額とする。
- (2) 通勤手当の額は、給与規程による。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等法人業務への出席の都度、別表第3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 法人は、評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)	年間総額 (合計)
評議員	10,000 円	500,000 円

別表2 常勤役員の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)	年間総額 (合計)
役員 (常勤)	10,000 円	500,000 円

別表3 非常勤役員等の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)	年額総額 (合計)
理事	10,000 円	500,000 円
監事	10,000 円	500,000 円